

くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画（試行）

平成28年7月1日公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針

太平洋くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に韓国やメキシコなど他国による漁獲も多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国として、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることから、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

一方で、資源状況については、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（ISC）の資源評価により、親魚資源量が低い水準にあり、近年の未成魚の漁獲圧の増加による資源水準の低下が懸念されてきている。

このような状況から、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において同資源の保存管理措置について議論がされた上で、同資源の回復を図るための措置が決められてきており、平成27年（2015年）には2016年の保存管理措置として、以下の内容が決められたところである。

- ① 現在の親魚資源量を、2024年までに歴史的中間値まで60パーセント以上の確率で回復させることを暫定目標
- ② 30キログラム未満の小型魚の漁獲量を2002年から2004年までの平均水準から50パーセント削減（日本：8,015トン→4,007トン）
- ③ 30キログラム以上の大型魚の漁獲量を2002年から2004年までの平均水準から増加させない（日本：4,882トン）
- ④ 2015年、2016年で長期管理方策を議論
- ⑤ 2016年の資源評価結果を踏まえ措置のレビューを実施
- ⑥ 加入量が著しく低下した場合に緊急的に講ずる措置を2016年に決定

これらの状況を踏まえ、我が国はこれまでも率先して管理強化に取り組んできたところであるが、今後とも、これらの国際合意が守られるよう本基本計画において漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定するものである。

第2 太平洋くろまぐろの動向に関する事項

我が国周辺水域で漁獲対象とされる太平洋くろまぐろは、主に北太平洋に分布する。2016年にISCが行った資源評価によると同資源の資源状況は悪く、2014年の親魚資源量はこれまでの最低水準付近にある。

第3 太平洋くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

- 1 太平洋くろまぐろの漁獲可能量の設定は、WCPFCの保存管理措置を踏まえ、現在の親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで回復させることを暫定目標とし、
 - (1) 30キログラム未満の小型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲水準

から半減（8,015トン→4,007トン）させ、
 (2) 30キログラム以上の大型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲量
 4,882トンを超えないようにする。

2 太平洋くろまぐろの平成28年の漁獲可能量は次表のとおりとする。
 (単位：トン)

第1種特定海洋生物資源(試行)	管理の対象となる期間	漁獲可能量
太平洋くろまぐろ	(第2管理期間)	8,889
30キログラム未満の小型魚	(第2管理期間)	4,007
30キログラム以上の大型魚	(第2管理期間)	4,882

(注) 第2管理期間とは、第4の指定漁業等(大臣管理)は平成28年1月1日から12月31日まで、第5の都道府県(知事管理)は平成28年7月1日から平成29年6月30日までとする。

3 漁獲可能量に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合や我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。

第4 太平洋くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の2の表に掲げる太平洋くろまぐろの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(1) 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (単位：トン)

第1種特定海洋生物資源(試行)	指定漁業等の種類	数量
太平洋くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚	大中型まき網漁業	2,000
	近海かつお・まぐろ漁業	62
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2) 第3の3の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとする。

(2) 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

都道府県が管理する漁業により漁獲される数量とあわせて、4,882トンとする。

第5 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の2の表に掲げる太平洋くろまぐろの平成28年の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(1) 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (単位：トン)

ブロック及び都道府県名	数量	内訳
・太平洋北部ブロック 北海道（太平洋北部）、青森県（太平洋北部）、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	249.3	福島県7.9 茨城県18.9 北海道(太平洋北部)、青森県(太平洋北部)、岩手県及び宮城県14.9 計41.7
・日本海北部ブロック 北海道（日本海北部）、青森県（日本海北部）、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県	506.1	青森県（日本海北部）215.2 北海道(日本海北部)、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県80.5 計295.7
・日本海西部ブロック 福井県、京都府、兵庫県（日本海西部）、鳥取県及び島根県	119.5	島根県72.0 福井県及び京都府2.0 兵庫県（日本海西部）及び鳥取県2.7 計76.7
・太平洋南部ブロック及び瀬戸内海ブロック 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、大阪府、兵庫県（瀬戸内海）、岡山県、広島県、山口県（瀬戸内海）、徳島県、香川県、高知県、愛媛県、福岡県（瀬戸内海）、大分県及び宮崎県	259.9	千葉県38.8 神奈川県31.9 静岡県23.5 和歌山県22.3 高知県62.8 愛媛県7.0 福岡県（瀬戸内海）0.3 東京都、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県（瀬戸内海）、岡山県、広島県、山口県（瀬戸内海）、徳島県、香川県、大分県及び宮崎県50.0 計236.6
・九州西部ブロック 山口県（九州西部）、福岡県（九州西部）、佐賀県、	749.9	長崎県632.3 山口県（九州西部）83.4

長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県	福岡県（九州西部）、佐賀県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県 13.2	計728.9
-------------------	-------------------------------------	--------

(注1) このほか水産庁留保分は16.3トン。また、各ブロックはそれぞれ留保分を設定（日本海西部（1トン）、太平洋南部・瀬戸内海（7.2トン）、九州西（14.8トン））。

(注2) 第3の3の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとする。

(注3) 都道府県は、国と協力しつつ、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請するなどを行うものとする。

(2) 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

第4の1の(1)に定める指定漁業等による数量とあわせて、4,882トンとする。

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の漁獲量が2002年から2004年までの平均漁獲量を超えないよう自主的な資源管理措置の継続を促進することとする。
- 2 漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、太平洋くろまぐろの保存及び管理に係る協定の締結・実施を促進することとする。

第7 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 太平洋くろまぐろの保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 太平洋くろまぐろは、年によって来遊及び漁獲状況が大きく変化することから、知事管理量間及び大臣管理量と知事管理量の間の数量の調整が行えるよう、水産政策審議会の意見を聴きながらそのルールを検討することとする。
- 3 各都道府県は共同で管理する数量が守られるよう協力するとともに、管下の漁業関係者に対する指導を行うものとし、国は当該共同管理が円滑に行われるよう必要な助言・指導を行うものとする。
- 4 結果的に漁獲可能量を超過することとなった場合にはWCPFCの保存管理措置に基づき、超過量を翌年の我が国漁獲上限から差し引くとともに、同様の考え方により配分数量に反映させる。